

南さつま市就学援助事業についてのご案内

南さつま市では、本市の小・中・義務教育学校に在学し、かつ、経済的理由によって就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、下記のとおり学用品費等を支給しています。また、対象児童生徒が虫歯等の学校病の治療のため受診する際の費用を免除する医療券を発行しています。

1 就学援助の認定要件（どんな世帯が対象になるの？）

- ① 生活保護を受給している場合（修学旅行費・医療費のみ支給）
- ② 市民税の非課税・減免又は固定資産税の減免（新築による減免を除く。）を受けている場合
- ③ 国民年金保険料の免除を受けている場合
- ④ 国民健康保険税の減免又は徴収の猶予を受けている場合
- ⑤ 児童扶養手当の支給を受けている場合（児童手当や特別児童扶養手当ではありません）
- ⑥ 生活福祉資金による貸付（社会福祉協議会の制度）を受けている場合
- ⑦ 保護者の職業不安定により生活状況が悪いと認められる場合
- ⑧ 学級費・PTA会費等の納付金の減免が行われている場合
- ⑨ 学校納付金の納付状況が悪い場合、また学用品・通学用品等に不自由している者で、保護者の生活状況が極めて悪いと認められる場合
- ⑩ 経済的理由による欠席日数が多い場合
- ⑪ その他南さつま市教育委員会が必要と認める者

2 申請方法（いつ、どこに申請するの？）

上記1の認定要件に該当する方で就学援助を希望される方は、4月に学校を通じて配布する所定の様式にご記入の上、児童生徒が在籍する学校に提出してください。申請する年の1月1日現在で南さつま市内に住所がない方は、1月1日現在の住所地の市町村が発行した所得額証明書（前年中の所得金額が記載されたもの）も提出していただく必要があります。申請年度の所得額証明書は、各市町村で6月以降取得が可能ですので、後日、1月1日現在の住所地の市町村より取り寄せた後、速やかに学校へ提出してください。（提出がされない場合、所得の確認ができないため、審査ができません。）

3 認定の通知について（いつ、申請結果がわかるの？）

住民税額が確定する6月から教育委員会で審査を行い、7月に審査結果を文書で通知します。（確定申告または住民税申告は、必ず済ませておいてください。）

4 支給限度額・年額（どんな費用が対象になるの？）

種類	小学校及び義務教育学校1～6年			中学校及び義務教育学校7～9年		備考
	1年	2～5年	6年	1年及び義務教育学校の7年	2・3年及び義務教育学校8・9年	
学用品費	11,520円			22,510円		8月と12月に分割して支給
通学用品費	—	2,250円		—	2,250円	8月に支給
新入学準備費	—	—	57,400円	—	—	南さつま市立中学校に入学及び同義務教育学校に進学が明らかな6年生のみ3月に支給。
新入学児童生徒学用品費	50,600円	—	—	57,400円	—	入学年度の4月認定者のみ8月に支給。（中学1年生は新入学準備費を受給していない生徒に限る。）
校外活動費	保護者が負担する実費（但し上限1,580円）			保護者が負担する実費（但し上限2,290円）		参加後に支給
修学旅行費	保護者が負担する実費			保護者が負担する実費		参加後に支給
柔道着	—			保護者が負担する実費（但し上限7,570円）	—	購入後に支給（要領収書）
医療費	医療券を交付			医療券を交付		但し学校病に限る

5 支給時期及び支給方法 (いつ、どうやって支給されるの?)

年3回(1期:8月、2期:12月、3期:3月)に支給します。原則として口座振込です。
但し、学級費等に未納がある場合は、学校長を通じて現金で支給します。
校外活動費・修学旅行費は1学期実施分を8月に、2学期実施分を12月に支給します。

【問い合わせ先】

南さつま市教育委員会 学校教育課
〒897-0003 南さつま市加世田川畑2627番地1
(南さつま市民会館 2階)
Tel. 0993-76-1805 (直通)